

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

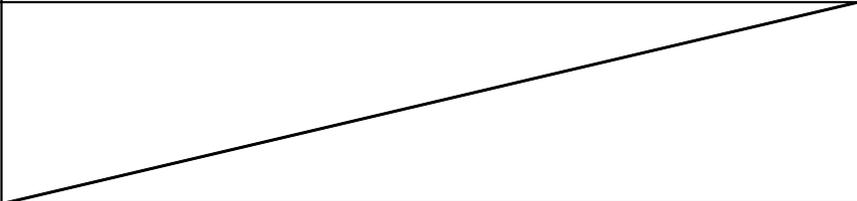
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	さいたま市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.saitama.jp/006/007/001/p048555.html

執行機関名 さいたま市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付又は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成に関する事務(以下「特定疾病児童等日常生活用具給付等事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		さいたま市個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付又は小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成に関する事務(以下「特定疾病児童等日常生活用具給付等事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第1条 さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成事業実施要綱第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第一条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る<u>小児慢性特定疾病児童等</u>(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対し、<u>特殊寝台等の日常生活用具</u>(以下「用具」という。)を給付することにより、在宅における<u>日常生活の便宜</u>を図ることを目的とする。</p> <p>さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成事業実施要綱 第一条 この告示は、日常生活用具の給付を受けた<u>小児慢性特定疾病児童等及びその扶養義務者の負担の軽減</u>を図るため、その自己負担金(日常生活用具の給付に要する費用のうち給付を受けた者が負担する費用をいう。以下同じ。)の全部又は一部を助成することについて、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 さいたま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付自己負担助成事業実施要綱</p>